

【世帯員が複数(軽減世帯該当)の場合】

令和7年度課税

< 算出条件 >

加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)

加入者2:B(43歳)妻／妻所得なし

加入者3:C(17歳)子／子所得なし

(注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

● 軽減額の計算

軽減区分判定所得(世帯の合計所得金額)=1,320,000(A所得)+0(B所得)+0(C所得)=1,320,000円

7割軽減基準=430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=430,000円

5割軽減基準=305,000円×3(国保加入者の人数)+430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=1,345,000円

2割軽減基準=560,000円×3(国保加入者の人数)+430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=2,110,000円

軽減区分判定所得が5割軽減基準以下であるため、平等割額と均等割額が5割軽減となります。

● 医療分の計算

< 所得割 >

A: (1,320,000 - 430,000) × 6.81% = 60,609 円

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円

合計: 60,609 + 0 + 0 = 60,609 円

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

22,100 (1人当たりの均等割額) × 3 人 = 66,300 円

66,300 × 50% = 33,150 (5割軽減)

66,300 - 33,150 = 33,150

< 平等割 >

19,100 (平等割額) × 50% = 9,550 (5割軽減)

19,100 - 9,550 = 9,550

< 合計 >

60,609 + 33,150 + 9,550 = 103,309 円 (100円未満端数切捨)

103,300 円(医療分)

● 後期高齢者支援金等課税分の計算

< 所得割 >

A: (1,320,000 - 430,000) × 2.13% = 18,957 円

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円

合計: 18,957 + 0 + 0 = 18,957 円

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

8,700 (1人当たりの均等割額) × 3 人 = 26,100 円

26,100 × 50% = 13,050 (5割軽減)

26,100 - 13,050 = 13,050

< 合計 >

18,957 + 13,050 = 32,007 円 (100円未満端数切捨)

32,000 円(後期高齢者支援金等課税分)

★複数世帯(軽減該当)

● 介護納付金課税分の計算

< 所得割 >

$$A: (1,320,000 - 430,000) \times 1.77\% = 15,753 \text{ 円}$$

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円 (40歳未満のため介護納付金課税分はありません。)

$$\text{合計: } 15,753 + 0 + 0 = 15,753 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$15,700 \text{ (1人当たりの均等割額)} \times 2 \text{ 人 (加入者Cを除く)} = 31,400 \text{ 円}$$

$$31,400 \times 50\% = 15,700 \text{ (5割軽減)}$$

$$31,400 - 15,700 = 15,700$$

< 合計 >

$$15,753 + 15,700 = 31,453 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{31,400 \text{ 円 (介護納付金課税分)}}$$

● 国民健康保険税額

$$103,300 + 32,000 + 31,400 = \underline{166,700 \text{ 円}}$$